

2013年 1月25日

No.167

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

国家公務員に準じた地方公務員給与 の削減は断固許されない！

——又市幹事長らが総務大臣に申し入れ——

1月24日(木)に又市征治・社民党幹事長は、吉田忠智・参議院議員、吉川はじめ・衆議院議員とともに新藤義孝・総務大臣に「2013年度地方財政対策に関する要請」を手交しました。

その中で又市征治幹事長は、地方公務員の給与に関しては報道されているような国家公務員に準じた削減は断固として許されないと強く主張しました。

新藤大臣は、要請項目については共有できるものである、また国家公務員の給与を下げたから、あるいは給与が高いからと、地方公務員の給与を下げるとの立場には立たないと述べました。しかし地方経済の活性化・防災対策の強化に向けて、地方公務員の皆さんにはご協力をいただきたいとの見解を表明しました。また、それについても当面1年間であり、その後については仕切り直して議論すると述べました。

又市征治幹事長は、この問題については、引き続き国会において議論していくと総務大臣に伝えました。



2013年度地方財政対策に関する要請(上記記載部分の抜粋)

政府は2013年度の地方公務員給与を国家公務員並みに削減するよう「国と地方の協議の場」で要請したのとあわせて、2013年度の政府予算案で、地方交付税を6千億円減らす方針を表明した。

しかし、地方公務員給与は、自治の領域に属し、自治体によって給与水準も異なるため、一律カットになじまない。また、自治体においては、すでに職員給与の独自削減、大幅な定員削減による人件費削減が進められている。しかも「デフレ脱却」を標榜しながら地方公務員給与の一方的削減を強行することは、地方における中小・地場産業で働く民間労働者などにも影響し、地域経済の疲弊を一層深刻なものにしかねない。そもそも地方交付税法は、「国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」(地方交付税法第3条第2項)としており、一方的に交付税削減という手法で地方公務員給与の削減を行うことは、国が交付税を「地方をコントロールする道具」として活用するものであり、分権・自治に反する。また、交付税削減は、財政力の弱い町村ほど影響は大きくなる。労働基本権が制約されている地方公務員の給与については、地方の人事委員会の勧告を受けて、それぞれの地域の事情を含めて判断されるという地方公務員法の趣旨・制度に沿ってそれぞれの地方で適切に決めるべきである。

したがって、地方公務員の給与については、「財政上の措置を含め、国家公務員給与引下げの影響を遮断する」という、総務大臣が政府を代表して示した回答を踏まえて対応すること。国家公務員の給与削減支給措置を理由とした地方交付税や義務教育費国庫負担金の削減を行わないこと。

※ 24日の社民党全国連合常任幹事会で、又市征治副党首の幹事長就任が決定しました。